

えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める本プロポーザルは、えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務を委託するに当たり、高度な技術力、豊富な経験等を有する事業者を広く募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

道内在住の子育て世代をはじめとして、広く当市の魅力を伝え、興味関心を高め、ふるさと納税額の増加や移住定住の促進に繋げるため、当市の魅力を発信する情報コンテンツを制作し、テレビやデジタルサイネージ、YouTube等で放映を行う。

- (1) 委託業務名 えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 14,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
※提案する見積金額は、本金額を超えてはならない

3 事務局

江別市企画政策部広報広聴課(シティプロモート・移住定住促進担当)
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
電話:011-381-1064
E-mail:iju@city.ebetsu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 北海道内に本店又は支店等(支店等の場合においては、契約権限の委任がされていること。)を有する者。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 「8 参加表明書等の提出」に掲げる書類を提出できる者。
- (4) 公募の日から審査の日までのいずれの日においても、江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱(平成11年3月10日施行)による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江別市暴力団排除条例(平成25年条例第38号)第7条第1項に規定する暴力団関係業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (8) 直近5年間(令和2年度以降)において、地方公共団体又は公益団体等が発注した、魅力の発信や移住定住の促進などを目的とするテレビ番組や動画コンテンツ等の制作契約を元請けとして締結し、履行完了した実績を有する者。

5 選定スケジュール

項目No.	内容	日程
6	実施要領等の公表・告示	令和7年 4月16日(水)
7	質問受付期間	令和7年 4月16日(水)から 令和7年 4月24日(木)17時まで
7	質問に対する回答	令和7年 5月 1日(木)まで
8-9	参加表明書等・提案書等の提出期限	令和7年 5月 8日(木)17時*必着
8-9	参加資格審査結果、プレゼンテーション 審査日程等の通知	令和7年 5月 9日(金)
10	プレゼンテーション審査	令和7年 5月15日(木)
10	プレゼンテーション審査結果の通知	令和7年 5月21日(水)
11	業務委託契約の締結(予定)	令和7年 5月30日(金)

6 実施要領等の公表

実施要領等の公表は、「5 選定スケジュール」に記載の日から参加表明書等・提案書等の提出期限の日までとし、市ホームページ等及び告示による。

応募の際は、各種様式を市ホームページからダウンロードすること。

7 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、参加表明書等及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、配点及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

「5 選定スケジュール」に記載のとおり。期限後は一切受け付けない。

(2) 提出方法

電子メールで送信すること(様式任意)。持参、口頭及びファクスによる質問は受け付けない。送信後、到着確認のため必ず電話連絡をすること。

(3) タイトル

電子メールの表題に「えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託公募型プロポーザル質問票(事業者名)」と明記すること。

(4) 提出先

江別市企画政策部広報広聴課(シティプロモート・移住定住促進担当)

電話:011-381-1064(直通)

E-mail:iju@city.ebetsu.lg.jp

(5) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、「5 選定スケジュール」に記載の日までに、市ホームページ上で回答する。ただし、質問内容が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼすおそれがある場合は、回答できない旨を市ホームページ上で周知する。

質問によって、本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

なお、意見の表明等と解されるものについては回答しない。

8 参加表明書等の提出

参加希望者は次のとおり書類を提出すること。

なお、令和7・8年度江別市競争入札参加資格者名簿(物品・役務関係)に登録されている

者は、⑤～⑩を省略することが出来る。

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式第1号)

② 業務履行実績調書(様式第2号)

③ 会社概要が分かる資料(様式任意)

所在地、資本金、事業内容、社歴などが確認できるもの(パンフレット等の使用も可)

④ 業務の実施体制、組織体制図(様式任意。工程表、人員配置、連絡体制、プレゼンテーションへの出席者を明記すること。〔10(2) プレゼンテーション審査〕参照))

⑤ 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

⑥ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

⑦ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

⑧ 印鑑(登録)証明書

複写可。拡大縮小は不可

⑨ 納税証明書

複写可。国税の未納の税額が無いことの証明書。個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3。

⑩ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等

複写可。本店所在地における都道府県税及び市町村税(支店等が入札及び契約を行う場合は本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の完納を証明する書類(新規に支店等を開設した場合は法人等開設届け(写し))

(2) 提出期限

「5 選定スケジュール」に記載のとおり。期限後は一切受け付けない。郵送及び持参の場合は必着とする。

(3) 提出先

江別市企画政策部広報広聴課(シティプロモート・移住定住促進担当)

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 江別市役所2階

E-mail: iju@city.ebetsu.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール、郵送、持参で提出すること。

なお、参加表明書等の提出をもって、本実施要領に定める各事項に同意したものとする。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届書(様式第3号)を提出すること。

(6) 参加資格審査結果

事務局において、参加希望者が提出した参加表明書等を審査し、参加資格の確認等を行い、参加資格審査結果を全ての参加希望者へ「5 選定スケジュール」に記載の日までに電子メールで通知する。

9 提案書等の提出

提案者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案書
- ② 提案見積書(様式任意)

(2) 提案書

提案書は、評価基準の内容を踏まえた上で作成すること。

提案書の様式は、A4サイズ横向き、20ページ以内(表紙及び裏表紙や目次もページ数に含む。)とする。

Microsoft®PowerPoint®等で提案書を作成する場合、A4サイズの比率(297mm×210mm)で作成すること。

(3) 提案見積書(様式任意)

提案見積書の表題を「えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託提案見積書」として、合計金額、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳(数量含む。)について記載すること。

なお、提案見積書は、本プロポーザルにおいてのみ使用し、契約事務における見積書として使用しない。

(4) 提出期限

「5 選定スケジュール」に記載のとおり。期限後は一切受け付けない。郵送及び持参の場合は必着とする。

(5) 提出方法

次の①②ともに提出すること。

① 電子ファイル

電子メール又は DVD での提出とする。

電子メールにおいて、メッセージサイズが 10MB を超える場合は複数のメールに分けるか、DVD に格納して提出するものとする。

② 紙

A4 両面カラー印刷とし、8部提出すること。

(6) 提出先

江別市企画政策部広報広聴課(シティプロモート・移住定住促進担当)

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 江別市役所2階

E-mail: iju@city.ebetsu.lg.jp

(7) 注意事項

提出書類は、提出期限後の差替え、再提出及び追加を認めない。

10 審査

提出された提案書等について、提案者からプレゼンテーションを受け、審査を行う。

提案者が6者以上となった場合は事前に書類審査を行い、プレゼンテーションに参加する提案者を選定する。

(1) 選定委員会

市職員及び有識者で構成する非公開のえべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会において、提案書等を審査する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査で提案者の順位付けを行い、各委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

評価は、プレゼンテーションによる内容点をもって総合的に判断する。

① 実施日

「5 選定スケジュール」に記載のとおり。各者の参集時刻やプレゼンテーションの順番等の詳細については、別途通知するものとする。

② 実施場所

江別市野幌町 13-6 野幌公民館(予定)

③ 実施方法

プレゼンテーションへの出席者は、「8(1)④ 業務の実施体制、組織体制図」に記載された者のうち、3名以内とする。

1者の持ち時間は30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)とし、追加資料の配付は認めない。

提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルの使用は可とする。

スクリーン、プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に事務局まで連絡すること。

その他プレゼンテーションに必要な機器等は提案者が準備すること。

④ 評価

評価に当たっては、えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託公募型プロポーザルプレゼンテーション審査評価基準(別紙2)に基づき評価を行い、全委員の評価点の合計(以下「合計評価点」という。)において最高点を得た者を受託候補者とする。ただし、合計評価点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

合計評価点が最も高い者が2以上あるとき(同点)は、委員の合議により受託候補者を決定する。

⑤ 結果の通知

審査結果は、提案者全員に「5 選定スケジュール」に記載する日時までに電子メールで通知する。電子メールの到着が確認できない場合は、事務局に電話で問い合わせること。

⑥ 結果の公表

市ホームページにて、受託候補者名称と全ての提案者の評価点数を公表する。

ただし、受託候補者以外の提案者名称は公表しない。

11 契約の締結

本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、契約に当たっては、当市と受託候補者において、業務実施の詳細について協議を行い、合意に達した場合は随意契約の方法により契約を締結する。

採択された提案内容と、契約仕様及び金額が異なる場合は、市と受託候補者との協議によって決定するものとする。

なお、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。

12 失格要件

参加希望者及び提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格(選定対象からの除外)とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類がこの実施要領等示された条件に適合しない場合又は提出方法に適合

しない場合

- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選定委員会委員又は事務局に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) 他の参加希望者、提案者と提案の内容またはその意思について相談した場合
- (7) 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をした場合

13 その他の事項

- (1) 提出された提案書等は、江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 資料作成経費及び旅費等の必要経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書等及び提案書等の提出書類(データ含む)は返却しない。
- (5) 本プロポーザルについて、提案者が1者の場合であっても、提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議は一切受け付けない。
- (7) 契約代金の支払いは、原則として本業務完了後の精算払いとする。